

基本仕様書（企画提案時）

1 委託件名

SNS 投稿用コンテンツ制作業務委託

2 履行場所

市長室広報戦略室広報戦略課 外

3 履行期間

契約締結の翌日から令和9年3月31日まで

4 目的

市内に居住する、主に若年層など SNS ユーザーに向けて、福岡市の取組みや事業の狙い、目的、成果などをわかりやすく伝えるため、SNS 投稿用のコンテンツ（画像及び投稿文）を制作するもの。

5 委託内容

SNS 投稿用コンテンツ（画像及び投稿文）制作

福岡市の事業で、発注者が指定するものについて、SNS 投稿用のコンテンツ（画像及び投稿文）を制作すること。制作に当たっては現場取材や写真撮影などを行うこと。写真撮影ができない、または撮影対象がない事業については、イラスト制作やイメージ画像の利用などで対応すること。

制作に当たっては、SNS の特性、ユーザー行動、事業の特徴・特性等を考慮し、誰が見てもわかりやすく、市の事業に興味関心がない人でも読みたくなる、見たくなるコンテンツとなるよう、構成やビジュアル、編集、表現などを工夫すること。なお、委託内容に SNS への投稿業務は含まない。

【用語の説明】

①福岡市の事業

福岡市が主催または出席する式典やイベント・発表会等、福岡市の取組み、市民に対する啓発・注意喚起など。制作対象について都度発注者が指定する。

②発注者が指定

指定するタイミングについて、制作対象の開催が決まるタイミングがまちまちであり、制作の決定が開催日（取材・撮影等を行う日）の 1 ~ 2 週間前など直前になる可能性がある。

③SNS 投稿

投稿先である SNS は主にインスタグラム（@fukuokacity_info）である。コンテンツによっては、福岡市が運営する他のインスタグラムアカウントや、X、LINE VOOM、Facebook その他の SNS アカウントで投稿することもある。

④投稿用コンテンツ（画像）

画一的なビジュアルにならないよう制作対象に応じて工夫すること。1 投稿当たりの画像枚数は内容に応じて柔軟に対応すること。投稿先の SNS に応じた形式、サイズで制作すること。予めフォーマットを制作するか都度デザインを制作するか等の指定はなく、提案による。

⑤投稿用コンテンツ（投稿文）

取材等を通じ簡潔でわかりやすい投稿文を作成すること。投稿文は発注者や事業担当課のチェックの元、修正する場合がある。

⑥制作

制作に当たっての企画構成、取材、写真撮影、投稿文作成、編集（最低3回）を含む。SNSの即時性や事業のニュース性等を鑑み、可能な限り早く制作、修正等を行うこと。

制作数は40投稿分とする。なお、事業の進捗等によって制作数に変更が生じる可能性があるため、その際は協議の上契約内容を変更することがある。

6 成果物

撮影した写真データ、制作した画像及び投稿文のデータ。納品方法は発注者と受注者で協議し決定する。

7 委託料の支払い

業務完了確認を行い、検査に合格したときは業務委託料の支払いを行う。支払い時期については発注者と受注者で協議し決定する。

8 その他

- (1) 本委託で受注者において制作し納品された成果物（以下「成果物」という。）に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は、福岡市に帰属するものとする。
- (2) 受注者は、本委託の遂行（成果物を含む。）にあたり、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の責任は、受注者が負うものとする。
- (3) 発注者は、成果物を、SNS投稿以外の福岡市が実施する各種プロモーション活動等において活用できることとし、成果物の利用に際しては以下のとおりとする。
 - ① 発注者が成果物を利用する際、受注者の承諾は不要とする。
 - ② 発注者が成果物を利用する際、著作者名を非表示とすることができます。
 - ③ 発注者が「4 目的」の実現のために成果物を改変するときは、受注者はその改変に同意する。
- (4) 本業務の遂行に必要な交通費、消耗品費等はすべて委託費に含まれる。
- (5) 各業務の実施に当たっては、事前に発注者と十分に協議すること。また、疑義が生じた場合は、協議のうえ決定すること。なお受注者は決定した業務内容に基づく必要な諸手続等の業務全般を行うものとする。